

南あわじ市議場システム等更新業務プロポーザル概要

1. 目的

経年劣化した既存の議会中継システム等を更新するために、議会運営の効率性や確実性を確保するとともに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく開かれた議会を実現するため、本市の議場及び委員会室にとって最適な議場システムの導入に向けて、事業者の実績、経験、技術力、企画力、保守対応能力等に基づく専門的見地からの積極的な提案を行う業者を選定するため、南あわじ市議場システム等更新業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2. 業務内容

- (1) 業 務 名 南あわじ市議場システム等更新業務
- (2) 業務番号 南あ議委第7－1号
- (3) 業務内容 「南あわじ市議場システム等更新業務特記仕様書」のとおりに従う。
- (4) 業務期間 契約の締結日から令和7年10月31日まで
- (5) 契約予定日 落札決定の日から7日以内に契約を締結
- (6) 事業費上限額 予算額72,000千円（税込）（※5年間の保守業務も含む）
- (7) 契約条件
 - ・ 令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間（60か月間）をリース支払期間とする。（債務負担行為にて予算措置済み）
 - ・ 受注者が発注者に対し物件を直接賃貸できない場合は、事前に確認を受けたうえでリース会社との3者契約を締結できるものとする。発注者で審査し条件を満たすリース会社との3者契約を締結できるものとする。
 - ・ 月毎単位で賃貸借料を支払うものとする。
 - ・ リース期間満了後は無償譲渡とする。
 - ・ 賃貸人は契約期間中、賃貸人の負担により物件に対して動産総合保険を付保するものとする。
- (8) 担当事務局（書類提出・問い合わせ先）

南あわじ市議会事務局

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1（南あわじ市役所本館4階）

TEL：0799-43-5005、FAX：0799-43-5105

E-mail：gikai@city.minamiawaji.hyogo.jp（担当：磯見、榎本）

3. 事業者選定

- (1) 入札審査会の審議
最優秀提案者の特定に必要な事項について、入札審査会による審議。
- (2) プロポーザル審査委員会の設置
企画提案の審査・評価及び最優秀提案者特定のため、プロポーザル審査委員会を設置。
- (3) プロポーザル参加資格確認
参加表明書を提出した事業者の参加資格について、担当事務局による確認及び通知。
- (4) 企画提案書（参考見積書含む）の提出
プロポーザル参加資格を有する事業者に対し、企画提案書の提出を要請。
- (5) 最優秀提案者の特定
プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション・ヒアリング及び企画提案書の審査・評価を実施し、最優秀提案者を特定。
- (6) 随意契約に係る見積書の徴収
最優秀提案者に対し、見積書の提出を求め、契約締結。

4. 参加資格要件

本業務に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 最優秀提案者の特定の日までの期間において、南あわじ市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、南あわじ市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (5) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加しようとする者同士の上に資本関係又は人的関係がないこと。

5. 実施スケジュール

内容	期間等
① 公募開始	令和7年4月25日（金）
② 資料の閲覧及び配布期間	令和7年4月25日～令和7年5月9日
③ 参加表明に関する質問書の提出期限	令和7年5月2日（金）正午
④ 参加表明に関する質問への回答期限	令和7年5月7日（水）正午
⑤ 参加表明書等の提出期限	令和7年5月9日（金）正午
⑥ 参加資格確認通知書の通知及び企画提案書提出の要請	令和7年5月23日（金）（予定）
⑦ 参加資格がないとした理由の説明要求期間	上記⑥通知日翌日から7日以内
⑧ 質問書の提出期限	令和7年6月5日（木）正午
⑨ 質問に対する回答期限	令和7年6月9日（月）
⑩ 企画提案書の提出期限	令和7年6月13日（金）正午
⑪ ヒアリング等の実施	令和7年6月17日（火）（予定）
⑫ 審査委員会	令和7年6月17日（火）（予定）
⑬ 最優秀提案者の特定（審査結果通知）	令和7年6月下旬（予定）
⑭ 非特定理由の説明要求期間	上記⑬通知日翌日から7日以内
⑮ 最優秀提案者への見積依頼	令和7年7月上旬～中旬（予定）
⑯ 契約の締結	令和7年7月下旬（予定）